



令和 6 年 1 0 月 2 5 日
政策統括官付地理空間情報課
地 籍 整 備 室

「国土調査法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定 ～国土調査法に基づく公示の官報電子化への対応～

官報の発行に関する法律の成立・公布を受け、国土調査法施行令について所要の改正を行います（令和 6 年 1 0 月 3 0 日公布・施行）。

1. 背 景

今般、官報を電子的に発行することなどを定めた、官報の発行に関する法律（令和 5 年法律第 8 5 号）が成立・公布されたことを受け、国土調査法施行令（昭和 2 7 年政令第 5 9 号）について、所要の改正を行うものです。

2. 改正の概要

国土調査法施行令における官報公示に関する規定中、官報が紙の印刷物であることを前提として「記載」との用語を用いている同令第 4 条及び第 1 1 条について、「記載」を「掲載」に改めます。

3. 今後のスケジュール

公布・施行：令和 6 年 1 0 月 3 0 日

お問合せ先

政策統括官付 地理空間情報課 地籍整備室 今井、田中

代表：03-5253-8111（内線 30513、30516）、直通：03-5253-8383